

三芳町新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

令和8年 月

三 芳 町

目次

第1部	はじめに	1
第1章	背景	1
第2章	新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	2
	(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
	(2) 特措法が対象とする感染症	3
	(3) 町行動計画の作成	3
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	5
第1節	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
第4節	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	11
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	14
第1章	実施体制	16
第1節	準備期	16
第2節	初動期	17
第3節	対応期	18
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	20
第1節	準備期	20
第2節	初動期	22
第3節	対応期	24
第3章	まん延防止	27
第1節	準備期	27
第2節	初動期	28
第3節	対応期	29
第4章	ワクチン	33
第1節	準備期	33
第2節	初動期	38
第3節	対応期	41
第5章	保健	45
第1節	準備期	45
第2節	初動期	47
第3節	対応期	48
第6章	物資	50
第1節	準備期	50

第2節	初動期.....	51
第3節	対応期.....	52
第7章	町民生活及び町民経済の安定の確保.....	53
第1節	準備期.....	53
第2節	初動期.....	55
第3節	対応期.....	56

第1部 はじめに

第1章 背景

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)¹(以下「新型コロナ」という。)の感染者²が確認された。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が改定され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部の設置、基本的対処方針³の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。

一方、発生当初は、この新型コロナに対し、治療法やワクチンのめどが立たない中、対症療法としての対策を行わざるを得ない時期であった。

また、その間の反省と経験を基に、以降は感染拡大の防止と社会・経済活動との両立を目指すとともに、国では令和2年11月には、ワクチン接種の開始を見据え、新規陽性患者の数の多寡にかかわらず、重症者及び死亡者を抑制することを戦略目標とし、重症化リスクの高い高齢者等への対策等に注力することとした。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の5類感染症⁴に位置づけられた。

今般、3年超にわたって特措法に基づく新型コロナに対峙(たいじ)してきたが、この経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。そして、感染症危機⁵は新型コロナの対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が将来必ず発生するものであることを改めて認識した。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

² 町行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等も罹患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、罹患したことが判明した者をいう。

³ 特措法第18条。

⁴ 感染症法第6条第6項に規定する感染症。

⁵ 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぼす事態。

第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力⁶の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性⁷が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定地方公共機関⁸等⁹及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置¹⁰、緊急事態措置¹¹等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

⁶ 「感染力」は、病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度のこと。

⁷ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁸ 特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。

⁹ 指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。

¹⁰ 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

¹¹ 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

(2) 特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等¹²は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症¹³
- ② 指定感染症¹⁴(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症¹⁵(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

である。

(3) 町行動計画の作成

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命・健康の保護や社会機能の維持を図るためには、あらかじめ行動計画を策定し、国・都道府県・市町村が連携して、迅速かつ的確な対応を取ることが必要不可欠である。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「政府行動計画」を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等の発生を想定し、対策の基本方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県・市町村の役割、対策実施の段階的進行等について、体系的に整理したものである。また、新型インフルエンザ以外の新興感染症や将来出現が懸念されている呼吸器感染症なども念頭に置き、さまざまな事態にも柔軟に対応できるよう、選択肢と判断基準が示されている。

また、各都道府県も特措法第7条第1項の規定により、埼玉県(以下「県」という。)においては、平成26年1月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。県行動計画では、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

これらを踏まえ、本町においては、特措法第8条第1項の規定により、平成27年3月「三芳町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成した。

今般、令和6年7月に国が政府行動計画を抜本的に見直し、令和7年1月に県行動計画

¹² 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)のこと。

町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

¹³ 感染症法第6条第7項

¹⁴ 感染症法第6条第8項

¹⁵ 感染症法第6条第9項

も同様に改定されたことで、町の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、これまでの町行動計画の見直しを図り、新たな行動計画の策定を行うものとする。

なお、町行動計画は、本町における新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の検証等から、国及び県の行動計画が見直された場合には、適宜に町行動計画の改定が行われるものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内及び町内への侵入も避けられないと考えられる。

新型インフルエンザ等の感染症が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者¹⁶の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁷。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制の負荷を軽減すること、及び医療提供体制を強化することにより、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

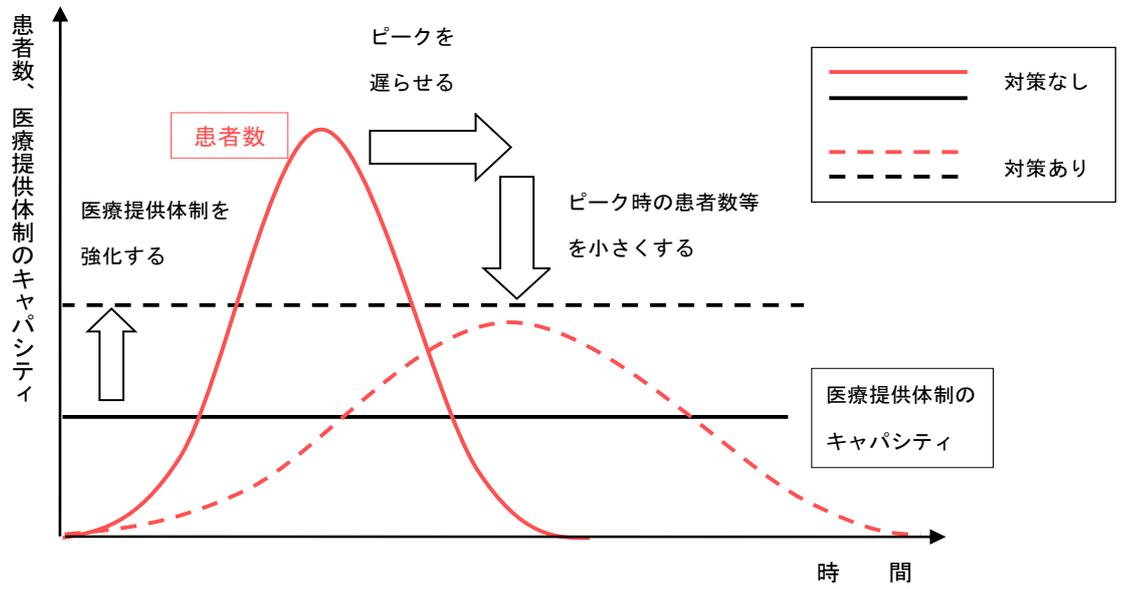
(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ア 感染対策を行うことで、欠勤者(罹患による欠勤、家族の看護等による出勤困難等)の数を減らす。
- イ 業務継続計画(BCP)の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹⁶ 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

¹⁷ 特措法第1条

<対策の効果（概念図）>



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、県行動計画に基づき、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、県行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策が選択される。町においては、それらの内容を踏まえ実施すべき対策を決定する。

[時期に応じた考え方]

時期		考え方
準備期	発生前の段階	町民に対する啓発や町による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期	封じ込みを念頭に対応する時期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期(以下「発生の初期段階」という。)では、町は感染リスクのある者の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を含めたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルの感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止策を講ずることを検討する。町が県対策本部と調整の上、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していく。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を、柔軟かつ機動的に切り替える。 ワクチン接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう接種体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染力が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町における新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、感染症の特性や社会的影響を十分考慮し、国及び県と連携を図りつつ、的確かつ迅速な対応を行うものとする。

(1) 平時の備えの整理や拡充

平時からの備えとして、計画の見直しや、訓練の実施、関係機関との情報共有体制の強化、町民への啓発活動を通じ、緊急時の迅速な対応が可能となる体制を整備する。また、情報収集・共有・分析の基盤となる DX の推進を図る。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止を最優先としつつ、町民生活や地域経済活動への影響を最小限に抑えるよう配慮し、柔軟かつ段階的な対応を心がける。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、町民一人ひとりの人権を尊重し、自由や権利を不当に制限することが無いよう配慮する。また、リスクコミュニケーション¹⁸の観点からも、感染状況や対策内容についての正確な情報を迅速かつ、わかりやすく発信し、町民の理解を得るとともに、根拠のない不安や偏見の発生を防ぐため、積極的な広報と啓発に努める。特に、感染者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、誹謗(ひぼう)中傷が発生しないよう、正確な情報発信を行うとともに、地域社会で支え合う意識の醸成に努める。また、町民に最も近い行政機関として、個人情報 の適正な取り扱いとプライバシー保護に十分留意し、安心して支援を受けられる環境づくりに努める。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

¹⁸ 個人、機関、集団間での情報や意見とやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定、行動変容・感情構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

三芳町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)は、県対策本部¹⁹と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する²⁰。

(6) 高齢者・障がい者等、社会的に脆弱な立場にある人への配慮

高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦、障がい者、子ども等、感染症の影響を受けやすい人々への情報提供や医療・生活支援を充実させ、社会全体で支える体制の構築を図る。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

¹⁹ 特措法第22条

²⁰ 特措法第36条第2項

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等の発生時において、全国的な感染症対策の基本方針を策定し、法令や制度、財政支援を含む必要な措置を講じる責務を有する²¹。具体的には、感染症の発生状況や流行予測、ワクチンや医療品の確保・配分等に関する情報を都道府県・市町村に提供し、必要に応じて専門家の派遣や医療資源の確保などの支援を行う。

また、感染症の調査・研究の推進に努め、国際機関や諸外国との連携を確保し、国際的な感染症対策の強化を図る。

さらに、感染症対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重を確保しつつ、国民の生命及び健康を保護するため、必要な法的措置や財政的支援を行う。

(2) 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²²。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国の対処方針や政府行動計画に基づき、県内における感染症対策の基本方針を策定し、広域的な調整機能を果たす。

具体的には、県内の発生状況を把握・分析し、国からの情報を速やかに市町村や関係機関に提供するとともに、感染拡大の状況や医療提供体制のひっ迫状況等を総合的に勘案し、必要な対策を迅速に決定・実施する責務を有する。

このため、平時から医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定²³を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定²⁴を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、医療資源の確保や病床の調整、ワクチン・治療薬の供給調整等、医療提供体制の整備を広域的に調整するとともに、感染症対策に関する技術的助言や資材の配布など、市町村に対する支援を行う。

²¹ 特措法第3条第1項

²² 特措法第3条第4項

²³ 感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。

²⁴ 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

さらに、感染症の特性に応じた段階的な対応を進めるために、必要に応じて県独自の方針や通知を発出し、広域的な視点での総合的な対策を推進する。

平時からの国の動向を踏まえた県行動計画の見直しや研修・訓練の実施、市町村との連携体制の強化を進め、感染症危機への備えを確実なものとする役割を担うとともに、国の対処方針に基づき、県内の感染症対策の基本方針を策定し、広域調整機能を担う。

【町】

町は、町民に最も近い行政機関として、新型インフルエンザ等の対策での中心的役割を担う。具体的には、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援を行うことが求められる。国及び県の方針を踏まえ、町の現状に即した対策を策定実施するとともに、近隣の市町村とも緊密な連携を図る。

また、感染症の発生時には、迅速に体制を整え、感染拡大の防止、医療提供体制の維持、町民生活の安定確保に努めるほか、町民へ正確な情報提供や相談対応を実施する。

さらに、平時からの啓発活動、研修、訓練等を通じて、感染症対策の実効性の向上を図る。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域の感染拡大阻止の中心的な役割として、発熱外来の設置、運営、診療や治療の実施、入院医療の提供を実施し、感染症発生時の報告等を担う。

また、感染症患者の受け入れに当たっては、医療従事者の安全確保や院内感染防止に最大限配慮しつつ、地域の医療提供体制の維持に努める。県や町の要請に応じ、感染症対策に必要な協力を行うとともに、他の医療機関や関係機関との連携を図りながら対応に当たる。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁵、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者²⁶

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生

²⁵ 特措法第3条第5項

²⁶ 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、医薬品・医療資材・生活必需品等供給体制の一翼を担う事業所として、新型インフルエンザ等発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁷。

(6) 一般の事業者

一般事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められる。

感染症発生時には、従業員の健康管理、感染防止対策を徹底するとともに、町民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁸ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

町民は、平時から感染症の正しい知識を持ち、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁹。

²⁷ 特措法第4条第3項

²⁸ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁹ 特措法第4条第1項

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えの時期と内容について、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

時期別・項目別の主な対応一覧

記載項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	(1) 実践的な訓練の実施 (2) 町行動計画等の作成や体制整備・強化 (3) 国及び県等との連携の強化	(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	(1) 基本となる実施体制の在り方 (2) 緊急事態宣言の手続 (3) 基本的な感染症対策への移行期の体制
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	(1) 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有 (2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等	(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有 (2) 双方向のコミュニケーションの実施 (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有 (2) 双方向のコミュニケーションの実施 (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 (4) リスク評価に基づく方針の決定・見直し
3 まん延防止	(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等	(1) 町内でのまん延防止対策の準備	(1) まん延防止対策の実施

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

記載項目	準備期	初動期	対応期
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワクチン接種に必要な資材 (2) ワクチンの供給体制 (3) 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合) (4) 接種体制の構築 (5) 情報提供・共有 (6) DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワクチンや接種に必要な資材の供給 (2) 接種の実施 (3) 健康被害救済 (4) 情報提供・共有
5 保健	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人材の確保 (2) 業務継続計画を含む体制の整備 (3) 多様な主体との連携体制の構築 (4) 体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症有事体制への移行準備 (2) 町民等への情報発信・共有の開始 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主な対応業務の実施 (2) 感染状況に応じた取組
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体制の整備 (2) 感染症対策物資等の備蓄等 (3) 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 (2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力
7 町民生活及び町民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報共有体制の整備 (2) 支援実施に係る仕組みの整備 (3) 新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備 (4) 物資及び資材の備蓄等 (5) 生活支援を要する者への支援等の準備 (6) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業継続に向けた準備等の要請 (2) 町民生活・町民経済への影響に係る対策の検討体制 (3) 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け (4) 遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町民生活の安定の確保を対象とした対応 (2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

第1章 実施体制

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国及び県と連携しながら、感染拡大の防止と円滑な対応体制の構築を図ることが求められる。町においても平時から以下のとおり準備を進めることで、発生時における迅速かつ的確な対応に繋げる。

（2）所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府行動計画及び県行動計画の改定内容や最新の科学的知見、個々の感染症対応から得られた教訓を踏まえて、町行動計画を作成・変更する。町は、行動計画を作成する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者の意見を聴く³⁰。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の研修等を行う。

1-3 国及び県等との連携の強化

- ① 町は、国、県及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

³⁰ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国及び県の動向を注視し、適切な情報の収集に努めるとともに、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

町は、国が政府対策本部を設置した場合³¹や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討するとともに、新型インフルエンザ等対策の措置の準備を進める。

また、町は、必要に応じ、第1章第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効活用することを検討するとともに、必要に応じて地方債の発行を検討する³²等、所要の準備を行う。

³¹ 特措法第15条

³² 特措法第69条、第69条の2第1項、第70条第1項及び第2項並びに第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等が確認された場合には、国及び県の対応方針を踏まえ、町として感染拡大の防止や、重症者の発生抑制、医療提供体制の維持を図るため、対策を柔軟に展開し、社会機能の維持と町民生活への影響の最小化を目指す。

（2）所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、以下の実施体制をとる。

なお、三芳町新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「町対策本部条例」という。）及び三芳町新型インフルエンザ等対策本部規程（以下「町対策本部規程」という。）に基づき、情報収集及びまん延防止等重点措置や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施するため、迅速に必要な人員体制を確保する。

【組織】

三芳町新型インフルエンザ等対策本部

町対策本部条例に基づき、町長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

町対策本部の組織は、町対策本部条例及び町対策本部規程に基づき本部員を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策にあたる。

なお、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、会議を招集する。

3-1-1 対策の実施体制

町は、県や関係機関等と連携し、地域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、町民生活・社会経済活動に関する情報等を一元的に把握した上で、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

3-1-2 県による総合調整

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、県に対し、指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合的な調整を行う³³よう要請する。
- ② 町は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又は県の総合調整³⁴によりまん延を防止するため必要な指示があるときは、これに従うものとする。

³³ 特措法第36条第2項

³⁴ 感染症法第63条の3第1項

3-1-3 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認める場合は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁵を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村及び県に対し応援を求める³⁶。

3-1-4 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等³⁷、財源確保を通じて必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態宣言の手続き

町は、緊急事態宣言³⁸がなされた場合には、直ちに、町対策本部を設置する³⁹。町対策本部長は、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴⁰。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する⁴¹。

³⁵ 特措法第26条の2第1項

³⁶ 特措法第26条の3第2項

³⁷ 特措法第69条、第69条の2第1項、第70条第1項及び第2項並びに第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³⁸ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

³⁹ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

⁴⁰ 特措法第36条第1項

⁴¹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に実施するためには、町民、県や近隣市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症に対する普及啓発を含め必要な情報提供を行い、感染症に関するリテラシー⁴²を高める。

（2）所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

町は、新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から国や県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、町民等の理解を深めるため、広報紙、SNS等の各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有⁴³を行う。これらの取組を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町は、教育委員会や関係課等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁴⁴。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

⁴² 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁴³ 特措法第13条第1項

⁴⁴ 特措法第13条第2項

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック⁴⁵の問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

これらの取組を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受け取り手である町民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民等からの相談に応じるため、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

⁴⁵ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

町は、その時点で把握している国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

さらに、初動期において、特に町民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に町民に情報提供・共有する。

② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係部署、県及び指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

③ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解の協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、情報の受け取り手である町民などの反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、町民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けの Q&A 等を活用しつつ、町ホームページを更新する。また、寄せられた質問事項等から、町民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、町等の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

町は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、関係機関や町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、町民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報については、引き続き町民に情報提供・共有する。

② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係部署、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ総覧できるウェブサイトを運営する。

③ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、町が設置したコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受け取り手である町民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、町民等が感染症対策に必要な情報を理解できるように、国が作成した市町村向けのQ&A等を活用しつつ、町ホームページを更新する。また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、町民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映する。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、町及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発等を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、町の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1 発生の初期段階

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、強度の高いまん延防止対策を実施することが考えられる。その際、町は、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、町は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学

的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向リスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

町は、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染力等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。国及び県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。町民や町内事業者に対し、有事におけるまん延防止措置への理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

① 町は、新型インフルエンザ等対策として町民に対し、実施される対策の内容や意義について、わかりやすく周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命と健康を保護するためには、町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等の必要性について理解が深まるよう努める。

② 町は、学校、公共施設や高齢者施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及啓発に努める。

また、町民自身の感染が疑われる場合の対応については、国や県が設置する相談センター⁴⁶等への連絡や、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。

③ 町は、県と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁴⁷における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛、施設の利用制限等について町民や商工会及び事業所等へ周知を行い、まん延防止対策に関する理解と協力の促進を図る。

⁴⁶ 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

⁴⁷ 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるように準備等を行う。

（2）所要の対応

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、国及び県等と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、庁内体制の見直しを行うとともに、町民等からの相談窓口の設置の検討、まん延防止に向けた行動変容に向けた対策、福祉施設や学校との連携、町民への予防接種の実施方法の確認を進める。

また、町は県と相互に連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報を受けた場合は、この情報を有効に活用する。

- ② 町は、国の要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染動向や感染データを活用し、検討した指標やデータ等を活用し、迅速かつ柔軟に対策を講じ、町民生活や地域経済活動の安定確保を目指す。

（2）所要の対応

3-1 まん延防止対策の内容

町は、まん延防止対策の実施に当たり、国及び県から提供される情報やリスク評価、専門家の意見等を踏まえ、病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)や感染状況、変異株の出現状況等に応じて、適切なまん延防止対策の選択と実施を検討する。

特に対応期の初期段階では、町は県の南西部に位置しており、都心へのアクセスも良いことから、人の往来により感染が拡大することも想定される。まん延防止対策を講ずる際には、未知のウイルスに対応するため、社会活動による対応と町民の行動抑制を通じて感染拡大を抑えるとともに、町民生活・社会経済活動への影響も十分考慮し、町の地域特性も十分踏まえるものとする。

3-1-1 患者や濃厚接触者⁴⁸への対応

町は、患者や濃厚接触者又はその家族等からの相談に対して、県の対応に繋ぐことで感染症法に基づく適切な措置が取られるよう対応する。

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

町は、地域の感染状況等に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への不要不急の外出自粛について、県と関係機関と連携しながら要請を行う⁴⁹ことに協力する。

また、緊急事態宣言等が発出され、外出制限や施設利用制限が必要となる場合には、町民の理解が得られるよう丁寧な情報提供に努める。

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みの回避などの基本的な感染対策を引き続き徹底するよう呼びかけるとともに、必要に応じて、時差出勤やテレワーク、オンライン会議等の活用を推奨する。

⁴⁸ 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

⁴⁹ 特措法第45条第1項

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

町は、必要に応じ、県が行うまん延防止等重点措置に基づき、感染拡大の防止を図るため、営業時間の変更等の要請に協力する。

また、国や県の要請を踏まえ、多数の町民が利用する町内施設⁵⁰において、施設管理者や施設利用者に対し、人数制限や無観客開催、施設の使用停止（休業）等の必要な協力を求める。

3-1-3-2 まん延の防止のための措置の要請

町は、必要に応じ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置⁵¹について県に協力する。

3-1-3-3 3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等

町は、県が行う上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべき命令⁵²に対して応じるよう県に協力する。

3-1-3-4 その他の事業者に対する要請等

① 町は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することについて協力要請を行う。

また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等について協力要請する。

② 町は、町内の高齢者施設等、感染リスクが高い施設を管理する者に対し、感染対策を強化するよう要請する。

③ 町は、多数の者が出入りする施設（公共施設、商業施設等）の管理者に対して、感染リスクが高まる場所における人数制限等の感染対策の徹底について、協力を求める。

④ 町は、町民や事業者等に対し、感染が拡大している地域と不要不急の往来の自粛を呼びかける。

⁵⁰ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁵¹ 特措法第31条の8第1項及び第45条第2項

⁵² 特措法第31条の8第3項及び第45条第3項。当該命令に違反した場合は、特措法第79条及び第80条第1号の規定に基づき過料が科され得る。

3-1-3-5 学級閉鎖・休校等の要請

町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）等を踏まえ、必要に応じて、町内の学校・保育施設等の管理者に対し、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁵³（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を、地域の感染状況等に応じて適切に実施するよう要請する。

3-1-4 公共交通機関に対する要請

町は、公共交通機関等の運営業者に対し、利用者へのマスク着用の呼び掛け等、適切な感染対策の実施について協力を依頼する。

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 発生の初期段階

町は、感染症指定医療機関等の医療資源に限りがあること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、及び感染症に対する町民の免疫が未だ不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、上記3-1-1に掲げる患者や濃厚接触者への対応に加え、人と人との接触機会を減らす等の対策を講ずる。このため、町は必要に応じて国及び県の対応方針に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発出がされる場合には、上記3-1の対策の中でも特に強度の高いまん延防止対策を実施する。

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

国及び県の分析結果及びリスク評価の内容を踏まえ、町としての対応の必要性や実施内容について検討する。

3-2-2-1 病原性及び感染力がいずれも高い場合

重症化リスクが非常に高く、また感染力の高さから、感染者数の増加に伴って医療のひっ迫につながり、大多数の町民の生命や健康に影響を与えるおそれがある場合には、上記3-2-1と同様に、県のまん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言の実施に留意し、強度の高いまん延防止措置を講ずる。

3-2-2-2 病原性が高く、感染力が低い場合

重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大の早さが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1に掲げる患者及び濃厚接触者等への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

3-2-2-3 病原性が低く、感染力が高い場合

リスクは比較的低いですが、感染拡大が早い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策

⁵³ 学校保健安全法第20条

の中では強度の低いまん延防止対策を実施しながら、県の宿泊療養や自宅療養等の体制に協力する。

上記の対策を行ってもなお医療提供体制のひっ迫のおそれが生じた場合等については、町は、当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大への防止の協力を町民等に対し呼びかけるとともに、効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、県に対し、関係省庁及び業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行うよう要請する。

3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや若者、高齢者など感染又は重症リスクが高い特定のグループに対しては、国及び県の方針を踏まえ、町としても地域の状況に応じた適切な感染症対策を行う。例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合には、保育施設や学校等における対策を学校管理者や関係機関と連携しながら対策を講じるほか、保護者等からの感染リスクに配慮した対策を行う。また、こどもの生命と健康を守るため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-5の学級閉鎖や休校等の要請を行う。

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下したと判断される場合は、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染力が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に挙げた考え方に基づき対策を講ずる。ただし、この場合においても、対策の長期化に伴う町民生活・社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行うものとする。

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

町は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるように、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制の整備に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、ワクチンの接種体制について町民への円滑な接種ができるよう、関係機関との連携体制の確認や必要な準備を行う。

（2）所要の対応

1-1 ワクチン接種に必要な資材

町は以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチン供給するに当たり、町内のワクチン配送事業者へのシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業所の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種⁵⁴の場合）

1-3-1 登録事業者の登録に係る周知

町は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う事業者に対する周知に協力する。

1-3-2 登録事業者の登録

町は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じて、国に協力する。

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

町は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担にならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行うとともに予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-4-2 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限る）

町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築する。

町は、特定接種の対象となり得る町の職員を把握し、厚生労働省に人数を報告する。

⁵⁴ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

特定接種の対象となり得る者は、

- ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員（1-4-2の場合）であるが、②については町行動計画の対象としない。

1-4-3 住民接種⁵⁵（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項による臨時接種）

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を図る⁵⁶。

a 町は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 町の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、町内公共施設、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町村間や医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する町民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部署、障がい保健福祉部署と衛生部部署等が連携し、これらの者への接種体制の検討を行う。

⁵⁵ 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

⁵⁶ 予防接種法第6条第3項

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要となる。個別接種・集団接種のいずれの場合においても地域の医師会や医療機関等の協力のもと、接種体制を構築するための合意を得るよう努める。

d 町は、接種場所の確保について、各医療機関（接種会場）の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場のレイアウトについては人の滞留が起こらないよう留意するよう努める。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、町内医師会等と委託契約を締結し、運営を行うことも想定しておく。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、全国医療機関との委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を県等と調整する。

(ウ) 町は、速やかにワクチンを接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5 情報提供・共有

1-5-1 町民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチン忌避（Vaccine Hesitancy⁵⁷）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-5-2 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。また、町は、県から支援を受け、取組を進める。

1-5-3 衛生部署以外の分野との連携

町の衛生部署は、予防接種施策の推進に当たっては、医療関係者のみならず他の部署との連携が重要となるため、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種の推進において、学校保健との連携が不可欠となるため、町教育委員会との連携を進め、必要に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する、就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-6 DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

⁵⁷ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

第2節 初動期

（1）目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

（2）所要の対応

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2 ワクチン接種に対して必要な資材

町は、準備期1-1において必要と判断した資材について、適切に確保する。

2-3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。医療従事者の確保ができないような場合は、特措法第31条の規定に基づき、町は県に対し、特定接種の実施に関して必要な協力の要請を行う。

2-4 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制と想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な職員数と人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部署及び福祉事務所、町関係課と連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を関係課又は県の保護施設担当部署及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部署と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンターやデータ入力等外部委託できる業務については、積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう実情に応じて、医師会、町内医療機関等と接種実

施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多くの町民への接種を実施できる体制を確保するほか、必要に応じて、町の公共施設等の医療機関以外での会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において、接種を行うことにおいても協議を行う。

- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町は関係部署や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場においてワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数は、予診・接種に従事する者として、会場の規模にもよるが、例えば、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名置くこと(接種後の状態観察する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当すること等が考えられる。
- ⑨ 臨時接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関(入間東部地区事務組合消防本部)の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議を行う。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

<p>【準備品】</p>	<p>【医師・看護師用物品】</p>
<p> <input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/>トレイ <input type="checkbox"/>体温計 <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品 </p>	<p> <input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆 <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト </p>
<p> 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 </p>	<p>【文房具類】</p> <p> <input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/>日付印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>はさみ </p>
	<p>【会場設営物品】</p>
	<p> <input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等 </p>

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についても相談を行う。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

（1）目的

町は、迅速な予防接種が実施できるよう、必要な体制を整備し、柔軟に対応できる運用体制を確保する。

（2）所要の対応

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

町は、国及び県から示されるワクチンの供給量や納入予定に基づいて、円滑な接種実施が可能となるよう、医療機関等の接種会場への配分計画を作成する。また、配分・配送に関する情報は、国や県が構築するシステム等を活用して適切に管理する。

町は、国及び県から提供される最新の情報をもとに、必要に応じてワクチン供給計画を見直し、安定的なワクチン供給に努める。さらに町は、ワクチンの在庫状況を把握し、供給の滞りや偏在が見込まれる場合には、関係機関と連携・調整を行い、適切な対応に努める。

3-2 接種体制

3-2-1 全般

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき、円滑なワクチン接種を実施する。

また、町は新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国より追加接種の実施が判断された場合は、混乱なく円滑に接種が進められるよう、関係機関と連携し接種体制の継続的な整備に努める。

また、国及び県が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。また、国及び県より職域接種の方針が示された場合は、事業者等への周知や町民への情報提供を迅速に行う。

3-2-2 地方公務員に対する特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため国が緊急の必要があると認め、特定接種の実施の決定⁵⁸を行った場合には、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-3 住民接種

3-2-3-1 予防接種体制の構築

① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

⁵⁸ 特措法第28条

- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応する物を含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは、当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場の接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-3-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う町民への接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、町ホームページや広報紙、SNS を活用して周知をすることとする。スマートフォン等の活用が困難な者には、広報等への掲載周知をするなど、紙での周知を実施する。

3-2-3-3 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-3-4 接種記録の管理

県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、

接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、町民主体の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供することを検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチン有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が想定される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られており、接種の実施と並行して、情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることになり、そのための混乱も起こり得る。

- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応すべきかについてわかりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

（1）目的

町は、感染症の発生に備え、担当課を中心に地域の医療機関や関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、感染症サーベイランス等により、地域の感染状況を的確に把握し、情報提供や分析に努める。

また、感染症対応に必要な人材の確保・育成、関係機関との訓練等を通じて、感染症発生時に迅速に対応できる体制を整える。

さらに町は、県や保健所と連携しながら役割分担の明確化や連絡体制の確認等を行い、感染症発生時の業務量増加に柔軟に対応できる体制を構築する。必要に応じて保健所や衛生研究所からの支援を受けつつ、有事に備えた情報共有と連携の基盤整備を進める。

（2）所要の対応

1-1 人材の確保

- ① 町は、感染症対応が可能な保健師等専門職を含む人材の確保に努めるとともに、必要に応じて国及び県、関係団体との連携により人材派遣等の体制を整備する。
- ② 町は、朝霞保健所における流行の開始（感染症の発生等の公表）から1か月間において、想定される業務量に対応するための人員体制の検討を行う。

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 町は、あらかじめ感染症対策に必要な業務の洗い出しと業務継続計画を策定し、必要な職員体制の整備に取り組む。
- ② 町は、保健所や医師会等関係機関と連携し、平時から接種体制や検査体制等に係る体制整備を行う。
- ③ 町は、保健師や事務職の業務分担の見直し、平時からDXを前提とした業務の効率的な見直しとともに、タスクトランスフォーメーション(TX⁵⁹)の考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化による働き方改革を推進し、体制を整備する。

1-3 多様な主体との連携体制の構築

町は、感染症発生時に備え、平時からの保健所や医療機関、消防機関、医師会等の関係団体や専門職能団体等の意見交換や必要な調整を行い、地域における連携体制の強化に努める。

また、町は関係機関との会議等を通じて、入院調整の方法や医療人材の確保、検査体制、情報共有の仕組み、感染症患者の搬送体制、医療機関の役割分担について協議を行い、関係者間で共有する。

さらに、感染症のまん延や重症患者の発生に備え、陽性者が自宅や宿泊施設等で療養

⁵⁹ タスクトランスフォーメーション。デジタルを前提に、人と機械が行うタスク（仕事）を仕分け、職員の手を人が担うべき業務に振り向け、町民サービス向上と業務効率化を実現する戦略・取組。

する場合を想定し、療養者への食事提供体制や宿泊施設の確保が必要となるため、県や県と協定を締結した民間宿泊事業所等と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制に協力する。

1-4 体制整備

町の担当課は、感染経路の把握や濃厚接触者の特定、感染拡大に想定される情報量や業務量の増大に備え、他部署と連携して、効率的な情報収集と柔軟な業務分担・調整体制を構築する。

また、必要に応じて交代要員を含む人員体制や業務の調整を行うほか、感染症に従事する職員のメンタルヘルス支援体制の整備に努める。

さらに町は、県の健康観察実施体制の整備に協力し、健康観察の実施体制を整える。

第2節 初動期

（1）目的

初動期は、町民が不安を感じ始める時期であり、この段階から迅速に準備を進めることが重要である。

町は、業務継続計画等に基づき、関係部署と連携をしながら、感染症有事体制への移行準備を進めることで、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に速やかに対応できる体制を整える。

また、町民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の町内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

（2）所要の対応

2-1 感染症有事体制への移行準備

町は、県や保健所の方針に基づき、関係機関との連携のもと感染症有事体制への移行に必要な医療・情報体制の整備に取り組む。

2-2 町民等への情報発信・共有の開始

町は、感染症の発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対し対応ができるよう、町民に対し、国及び県が設置する相談センター（コールセンター）等についての情報提供を行うとともに、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につながるよう、これを周知する。

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した際には、国及び県が定める方針等に基づき、保健所と連携しながら町として求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たすとともに、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を守る。

（2）所要の対応

3-1 主な対応業務の実施

町は、業務継続計画や準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担に基づいて県や保健所、医療機関や関係機関等と連携して以下に記載する感染症対応業務を実施する。

3-1-1 相談対応

町は、感染したおそれのある町民に対して、当該者の症状、基礎疾患等の有無等を踏まえ、必要に応じて相談センターや発熱外来等の受診につなげる。

3-1-2 健康観察及び生活支援

- ① 町は、新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、県が行う外出自粛要請⁶⁰に協力する。また、町は、県や保健所からの要請に応じて定められた期間の健康観察に協力する。
- ② 町は必要に応じ、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める⁶¹。

3-1-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解が深まるよう、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

⁶⁰ 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

⁶¹ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

3-2 感染状況に応じた取組

3-2-1 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後おおむね1か月（以下「大臣公表後約1か月」という。）までの時期

3-2-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 町は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、県の予防計画に基づく感染症有事における検査体制への移行状況を適時適切に把握し、県からの応援派遣要請があった際には、これにより対応する。
- ② 町は、感染症サーベイランスに関連した感染症発生動向調査の活用により、感染症対応業務の効率化を推進する。
- ③ 町は、準備期に定めた業務体制や役割分担に基づき、関係機関と連携して健康観察や生活支援等の感染症対応業務を行う。
- ④ 町は、感染症有事体制に切り替え、その体制を構成する人員の参集、必要な物資・機材等の調達等を行う。

3-2-2 大臣公表後約1か月以降

3-2-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 町は、引き続き必要に応じ、県に対する交代要員を含めた応援職員の派遣、県や関係団体等に対する応援要請等を行う。
- ② 町は、引き続き、業務のひっ迫が見込まれる場合には、業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。
- ③ 町は、感染症対応業務について、準備期に定めた業務体制や役割分担に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、国や県から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情も踏まえ、人員体制や業務体制の見直し、変更を適時適切に行う。
- ④ 町は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

3-2-3 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

町は、国や県からの要請も踏まえ、地域の実情に応じ、感染症有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、町民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等⁶²は、感染症有事において、新型インフルエンザ等対策の実施のため欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

（2）所要の対応

1-1 体制の整備

町は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化等を円滑に進めるため、国及び県や関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。

1-2 感染症対策物資等の備蓄等⁶³

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁶⁴。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶⁵。

② 町は、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、国の支援・助言等を活用し、計画等に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持に取り組む。

1-3 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

町は、国及び県の支援のもと必要に応じ、町内医療機関及び社会福祉施設への個人防護具の支援を可能な限り行う。

⁶² 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。

⁶³ ワクチンの備蓄については、第4章の記載を参照。

⁶⁴ 特措法第10条

⁶⁵ 特措法第11条

第2節 初動期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策に支障をきたすことがないよう、町は、準備期に引き続き、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

（2）所要の対応

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等が協定締結医療機関に備蓄・配置されているかを確認する。

第3節 対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策に支障をきたすことがないよう、町は、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

3-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、近隣の地方公共団体が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、町内事業者や町民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関等及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国、県や保健所、町に関係する指定地方公共機関、関係事業所等との間で、連絡窓口となる部署及び担当を定め、情報共有体制を整備する。

また、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、電子申請の積極的な活用など適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

1-3 新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

① 町は、町内事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、商工会や医療・福祉・生活関連サービス等の町内関係業界団体へ、可能な範囲で新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画の策定や感染症対応訓練を行うことを勧奨するとともに、必要な支援を行う。

② 町は、①の団体に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を

策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

1-3-2 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

町は、町内事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人の接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

1-4 物資及び資材の備蓄等⁶⁶

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁶⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶⁸。

② 町は、町内事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者⁶⁹等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について県と連携し要配慮者の把握とともに具体的手続を決めておく。

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。その際には戸籍事務担当部署等の関係機関との調整を行うものとする。

⁶⁶ ワクチンや感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁶⁷ 特措法第10条

⁶⁸ 特措法第11条

⁶⁹ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23

第2節 初動期

（1）目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町内事業者や町民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じ、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ② 町は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

2-2 町民生活・町民経済への影響に係る対策の検討体制

町は、町民生活及び町民経済に関する情報や社会的影響について情報収集し関係部署と連携し方向性を整理するとともに、感染症危機が及ぼす影響を早期に分析していく。

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の町民生活との関連性が高い又は町民経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

2-4 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

（1）目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。また、県は、事業者に対し、生活関連物資の価格が高騰しないため、また買占め及び売惜しみを生じさせないための要請を行うよう、国に要請する。

3-1-2 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル⁷⁰予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者⁷¹等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、県から学校の使用の制限⁷²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

⁷⁰ 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。

⁷¹ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23

⁷² 特措法第45条第2項

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁷³。

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

町は、第7章第2節（初動期）2-4の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の

①から⑥までの対応を行う。

- ① 町は、県を通じた国からの要請を受け、（富士見市、ふじみ野市及び入間東部地区事務組合と協議の上、）可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- ④ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要が

⁷³ 特措法第59条

あると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 町は、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。
- ② 町は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策、感染した可能性がある従業員に対する必要な対応等）を適時更新しながら町内事業者に提供する。

3-2-2 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた町内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁷⁴。

3-2-3 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

町は、水道事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画で定めるところにより水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる⁷⁵。

⁷⁴ 特措法第63条の2第1項

⁷⁵ 特措法第52条第2項